

# 愛媛県自動車整備振興会南予支部青年部規約

## 第1条(名称)

本会は愛媛県自動車整備振興会南予支部、青年部と称する。

## 第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦を深めながら各種研修を通じて各事業所及び南予支部の発展を図り、自動車社会の繁栄に寄与する事を目的とする。

## 第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成する為に以下の活動を行う。

- (1) 整備業の技術向上および経営の合理化に関する調査・研究に関する活動
- (2) 整備業及び販売業に関する情報・知識の収集交換に関する活動
- (3) 会員相互の親睦に関する活動
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第4条(会員構成)

本会会員は、南予支部に事業所を置く愛媛県自動車整備振興会会員の後継者もしくは事業場責任者で、かつ20歳以上50歳までの青年で構成する  
親会支部役員並びに各ブロック長は、相談指導役として籍を置くこととする  
50歳以上の親会支部会員もOB会員として参加できるものとする

## 第5条(入会)

前条の資格を有し入会を希望した者で、本会役員会の承認を得るものとする

## 第6条(退会)

退会は、以下の場合退会とする

- (1) 前条の資格を失った者
- (2) 退会届を会長に提出した者
- (3) 会の名誉を著しく傷つけた場合、又、不適格と認められ総会において除名された者

## 第7条(役員・理事)

役員は親会南予支部ブロックに準じ、各ブロックより会員の互選により1名以上を選出する  
理事は、役員の中から互選により総会において承認を得る

役員任期は2年とし再任は妨げないものとする

本会に次の理事を置く

会	長	1名
副	会 長	1名
理	事	4名

監 事 1名  
会 計 1名

#### 第8条(会費)

運 営 本会の運営は会費、寄付金、その他の収入を以て此れに充当する  
会 計 会計年度は4月1日より、よく年3月31日までとする  
会 費 会費は、月額1,000円、1年分12,000円を毎年度始に徴収し、納入した会費は返還しない  
特別会費 本会の運営上、特に必要と認められた場合、役員会の決議により臨時会費を徴収出来るものとする

#### 付 則

この規約は、平成18年3月16日より実施する

#### 慶弔規定

慶弔関係につき下記の規定に定める  
慶 事 本人結婚 祝電  
弔 事 1親等 5,000円

その他役員と相談の上決定する